公募型プロポーザル方式による町有財産売却募集要項(旧国民宿舎通潤山荘【土地・建物等】売却)に係る質問について下記のとおり回答します。

対象書類等の名称	売却予定地平面図
要項等での対応部分	要項箇所:
質問内容	図面赤色で示されている「売却予定地」と、図面黄色で示されている「残存町有地」との関係はどう理解すればよいのでしょうか? 将来において「残存町有地」を無条件で利用できるのでしょうか? 町が売却等々、買受者に損害を与えるような事態がおきない保証が担保できるのでしょうか?
回答	<ul><li>売却予定地のみ売却します。</li><li>残存町有地については、現状の道路等として使用(町営住宅地を除く)いただくことを考えています。</li><li>残存町有地について、売却等々は現在予定していません。</li></ul>

公募型プロポーザル方式による町有財産売却募集要項(旧国民宿舎通潤山荘【土地・建物等】売却)に係る質問について下記のとおり回答します。

対象書類等の名称	募集要項
要項等での対応部分	要項箇所:第5応募の資格等>1資格要件 [7ページ]
質問内容	1)に、 ア 応募法人は、売却物件の所有者となる法人であることとします。 イ グループで申請する場合は、グループの代表となる法人を定め、代表法人が申請してください。 とありますが、 グループ申請の場合は、グループ内各々の法人が売却物件の所有者(分割)となる必要があるのでしょうか? 代表法人のみの所有でいいのでしょうか?
回答	・代表法人と契約します。

公募型プロポーザル方式による町有財産売却募集要項(旧国民宿舎通潤山荘【土地・建物等】売却)に係る質問について下記のとおり回答します。

対象書類等の名称	売却予定地平面図
要項等での対応部分	要項箇所:第2売却物件の概要、1売却物件の内容、 (1)土地 [4ページ]
質問内容	①図面表示の境界点及び面積は、隣地所有者との境界立会が成され、実測された面積となっているのでしょうか? ②①が完了しているのであれば、境界確定図面(座標値)及び土地調書(地番・土地所有者・公募地目・公募地積・実測地積の一覧表)のご提示をお願いします。
回答	①売却予定地については、地籍調査が完了している地域です。隣接地権者との境界は確定しており実測面積となっています。②境界確定図面(座標値)は、別紙のとおりです。土地調書については、実測面積等を募集要項、第2売却物件の概要、1売却物件の内容、(1)土地にお示ししているとおりです。

公募型プロポーザル方式による町有財産売却募集要項(旧国民宿舎通潤山荘【土地・建物等】売却)に係る質問について下記のとおり回答します。

対象書類等の名称	募集要項
要項等での対応部分	要項箇所:第3売却の条件等>(2)土地について [6ページ]
質問内容	隣接地と運営関係者との間で、永年の間にトラブルが発生していると思われますが、その内容(経緯)及び覚書(約束事)があれば、ご提示をお願いします。
回答	<ul> <li>・隣接地と旧運営関係者とのトラブルは承知しておりません。</li> <li>・隣接地と旧運営関係者との覚書等については、今回の売却に直接的な関係性はないものと考えています。</li> <li>・隣接地との関係については、正面進入路敷地の一部と浄化槽配管敷地が私有地のため、町と所有者とで土地の使用貸借契約を締結しています。</li> </ul>

公募型プロポーザル方式による町有財産売却募集要項(旧国民宿舎通潤山荘【土地・建物等】売却)に係る質問について下記のとおり回答します。

対象書類等の名称	募集要項
要項等での対応部分	要項箇所:第3売却の条件等>1売却の条件> (1)物件の確認等>⑦その他[6ページ]
質問内容	①通潤橋から西南に向かう用水路が売却物件敷地内(15m~16m地下)を跨いでいると推察しますが、そのルート図面(位置と深さ)の開示をお願いします。 ②仮に売却物件を購入後に改築・増築を行う場合において、制限(支障)があるのであればご教示願います。 ③また、跨いでいる通潤用水路内で崩壊等の事故が起こった場合には、どのような制限(規制)が発生するのかご教示願います。 ④その際、売却物件での営業ができなくなった場合の責任はどこが負うのかご教示願います。
回答	①用水路(通潤地区土地改良区)のおおよそのルートについては、別紙のとおりです。 ②特段の制限はありません。 ③今回の買受者により水利権を持つ通潤地区土地改良区との協議が必要になると思われます。 ④今回の買受者により対応いただくことになります。

公募型プロポーザル方式による町有財産売却募集要項(旧国民宿舎通潤山荘【土地・建物等】売却)に係る質問について下記のとおり回答します。

対象書類等の名称	募集要項
要項等での対応部分	要項箇所:第3売却の条件等>1売却の条件> (1)物件の確認等>⑦その他 [6ページ]
質問内容	売却物件は、平成14年度にリニューアルオープン→平成28年度熊本地震による改築が実施されています。 なお、平成18年9月に労働安全法施行令が改正され、アスベストの使用は禁止されていますので、大丈夫とは思われますが、念のために、使用・残存の有無についてお尋ねします。
回答	<ul><li>アスベストは使用していません。</li></ul>